

パブリックコメント用

広陵町まちづくり推進計画

(参画と協働のための基本指針)

(案)



広陵町



令和5年1月6日 現在

目 次 (素案)

第 1 章 広陵町まちづくり推進計画の策定について	2
1 推進計画策定の趣旨・目的	
2 推進計画策定の経緯	
3 推進計画の体系	
4 推進計画の計画期間	
5 推進の体制と進行管理	
6 施策実施状況報告書	
第 2 章 協働のまちづくりについて	6
1 参加、参画、協働とは	
2 協働の基本原則	
3 協働の領域	
4 協働の手法	
5 協働のステップ	
6 参画と協働をスムーズに進めるために	
第 3 章 協働のまちづくりの現状と課題	11
1 広陵町の現在と今後	
・ 広陵町の人口構成	
・ 広陵町を取り巻く社会環境の変化	
・ 持続可能なまちづくり	
・ この町を愛する心を	
2 協働のまちづくりの現状と課題	
・ 基礎的コミュニティ、まちづくり協議会、町民公益活動等の現状と課題	
第 4 章 協働に関する施策の展開	16
1 基本的な考え方	
2 施策の方向性と取り組み	
基本方針 1 条例の周知及び情報の提供	
基本方針 2 参画及び協働の推進	
基本方針 3 まちづくり活動の支援	

第1章 広陵町まちづくり推進計画の策定について

1 推進計画策定の趣旨・目的

平成12（2000）年からの地方分権によって、国及び地方公共団体が分担すべき役割が明確化され、地方公共団体は、地域の特性に基づいた政策を主体的に進めていくこととなりました。これにより、地方自治の可能性が広がる一方で、住民に対する説明責任がこれまで以上に問われるとともに、住民の意向や地域の実態を正しく把握するとともに、住民主体のまちづくりを進めて行くためにも「情報共有」「参加・参画」が重要になっています。

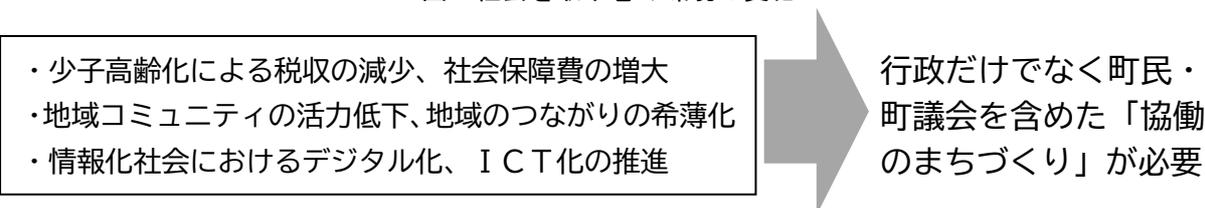
一方で、**社会を取り巻く環境の変化（下図参照）**により、これまで行政が担ってきた公共サービスだけでは、多様化・複雑化する地域課題や住民のニーズに対応することは難しくなってきました。町民、基礎的コミュニティ（区・自治会）、公益活動団体、事業者、地域自治団体（まちづくり協議会）など、多様な主体どうし、また行政との「協働」による公共サービスの提供と支え合いが不可欠な状況にあります。

このような状況の中、本町では、令和3（2021）年6月1日に「広陵町自治基本条例（広陵町みんなのまちづくり条例、以下「自治基本条例」という。）」を施行し、まちづくりの主体としての町民、町議会、行政が、互いの役割を認識しながら連携し、共通の目的のために協働して、住民自治を基盤としたまちづくりを進めていく際の基本ルールを定めました。

同年11月には、自治基本条例第40条に基づく附属機関である「広陵町自治基本条例推進会議」（以下、「推進会議」という。）が設置され、自治基本条例に定める理念や規定が町政運営やまちづくり等に活用されているか、条例が適正に運用されているかについて検証及び評価や進行管理等を推進することとなりました。

「広陵町まちづくり推進計画」（以下、「推進計画」という。）は、多様な主体が互いに協力・連携することを通して、参画と協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に、そして具体的に推進し、住みよいまちを実現することを目標として策定したものです。策定に当たっては、町民ワークショップでの意見交換や推進会議での審議、またパブリックコメント等、情報共有、参加・参画、協働に基づき検討を進め、成案化しました。

図 社会を取り巻く環境の変化



2 推進計画策定の経緯

推進計画策定の経緯は、以下のとおりです。

図 推進計画策定の経緯

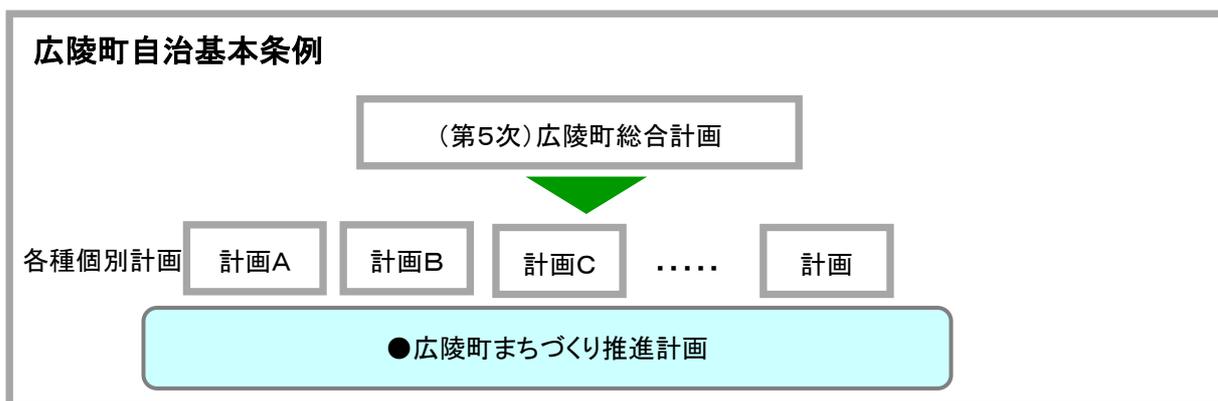
令和3年(2021年)	6月1日	広陵町自治基本条例 施行
	11月30日	第1回 広陵町自治基本条例推進会議
令和4年(2022年)	3月22日	第5次広陵町総合計画策定
	5月28日	第2回 広陵町自治基本条例推進会議
	8月6日	第3回 広陵町自治基本条例推進会議
	9月21日	第1回 住民ワークショップ
	10月～12月	推進会議有志による検討会議 (2グループ、のべ7回)
	10月29日	第2回 住民ワークショップ
	11月26日	第3回 住民ワークショップ
	12月17日	第4回 広陵町自治基本条例推進会議
令和5年(2023年)	1月6日～23日	パブリックコメント
	2月4日	第5回 広陵町自治基本条例推進会議
	○月○日	広陵町まちづくり推進計画策定

3 推進計画の体系

第5次広陵町総合計画では、広陵町自治基本条例に掲げた4つの基本理念を「まちの将来像(P12参照)」の実現に向けたすべての政策・施策等の根底に共通するまちづくりの基本的な考え方(理念)として掲げています。推進計画では、町の総合計画や主な関連計画との整合性を図りつつ、それぞれの計画がめざす参加や参画、協働における基本的な考え方・方向を示すものです。

また、推進計画に基づき実施された施策の推進状況を「施策実施状況報告書」(事業評価を含む)として、毎年度とりまとめ公表します。

図 推進計画の体系概念図



4 推進計画の計画期間

自治基本条例第39条において「この条例の施行後5年を超えない期間ごとに検討を行う」とされていることから、推進計画も毎年度の進捗管理及び検証結果を踏まえて、本計画も5年を超えない期間ごとに見直していくことが適当であると考えられます。このため、検証対象となる令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの期間を当初の計画期間とします。なお、令和7（2025）年度には条例の実施状況の点検、改正の検討を行うため、これに合わせて、計画についても点検・見直しの検討を必要に応じて行います。

図 推進計画の計画期間概念

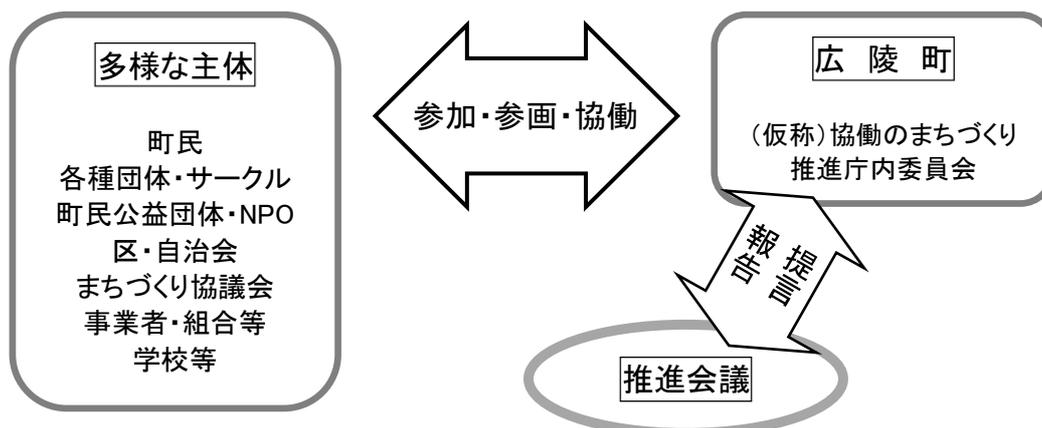


5 推進の体制と進行管理

協働は、町の全部局における行政政策・施策の基礎であり、今後の施策の根幹となり、参画と協働の手法に関しては全部局において例外はありません。そのため、計画の推進にあたっては、庁内部局間の連携を図り、着実かつ効率的に取り組みを進めていくこととし、（仮称）「協働のまちづくり推進庁内委員会」を設置して参加・参画や協働に関する施策を総合的に推進していきます。庁内委員会は、執行機関全体を統括するものです。

また、推進計画の進行管理については、条例第40条に基づく附属機関である「推進会議」が毎年度の「施策実施状況報告書」に基づき進捗状況を把握し、評価を行います。

図 推進の体制

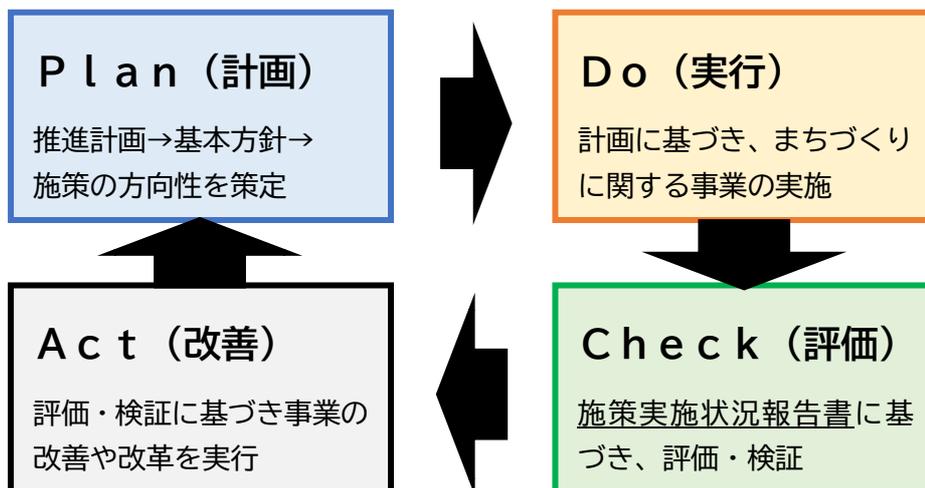


6 施策実施状況報告書

実施に当たっては、毎年、推進計画に基づいた事業年度の成果目標（指標）を事業単位ごとに設定し、自己管理を行います。また、参加・参画や協働に関する現状（施策目標、参加する主体、協働事業の内容等）、課題、対応策、成果等の確認を行う「事業チェックシート」を作成し、PDCAサイクルを確立するとともに、推進会議へ報告して助言・提言のもと進行管理を行い、推進計画に基づく協働事業の着実な推進を図ります。

なお、取り組みにおいては、行政の協働の相手先である町民をはじめ、区・自治会、まちづくり協議会などのコミュニティ組織、公益活動団体や民間事業者等の状況や意向を把握しておくことが重要であり、それらの情報公開・共有に努めます。

図 推進計画のPDCAサイクル



第2章 協働のまちづくりについて

1 参加、参画、協働とは

自治基本条例第2条では、参画、協働及びまちづくりの用語は、次のように定義されています。

-
- 参画：町の施策や事業等の計画、実施及び評価等のまちづくりの過程に、町民が主体的に関わることをいう。
 - 協働：町民、町議会及び町長等が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むことをいう。
 - まちづくり：時代に沿った、住みよく持続可能な地域社会をつくるための取り組みをいう。
-

なお、参加とは、町民個人やグループが、まちづくりの一部（事業、イベント、研修等）に加わり、意見を述べたり体を動かして活動したりすることをいいます。

逐条解説書によれば、「参画」も「参加」の一つですが、単に参加するだけではなく、施策や事業の企画、立案段階から主体的に取り組むこととしています。

協働とは、町民、町議会及び町長等が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ、得意な分野を持ち寄り対等な立場で連携・協力することです。違いを生かすことで、それぞれに行った場合よりも大きな成果が出るのが期待されます。まちづくりの共通目標を達成するために、多様な主体と行政が協力・連携することで、より大きな成果を上げることです。

協働は、参画が前提となります。必ずしも“一緒に”活動することではなく、共通の目標に対して、それぞれの持ち場（役割分担）で成果を上げていくことでもあります。

コラム1：消防出初式の炊き出し訓練

出初式の際に、広陵町赤十字奉仕団が災害時の訓練として炊き出し訓練を行っています。訓練と同時に出初式に参加した方に温かい豚汁やワカメご飯を振る舞っていただき、ほっこりとした気分になります。



2 協働の基本原則

協働事業に参加する各主体が、パートナーとして協働の相乗効果を発揮するためには、それぞれが以下の協働の基本原則を理解し、行動することが大切です。

協働は、「共同」や「協同」と異なり、連携してともに事業を進めていくことで、1プラス1が2ではなく、相乗効果により成果が広がります。

表 協働の基本原則

<p>① 目的共有の原則</p> 	<p>何のために協働するのか、事業の目的と成果の目標を事前に確認し合い、共有し、協力関係を構築することが大切です。また、社会に対して協働事業の意義を説明し、理解を求める必要があります。</p>
<p>② 対等の原則</p> 	<p>協働者は、互いに対等なパートナーとして敬意を持ち、取り組みを進めることが大切です。対等な関係から、お互いにアイデアやスキルの提供を出し合うことで、自発性、主体性が生まれます。</p>
<p>③ 自主・自立の原則</p> 	<p>協働者は、それぞれが自立・自律を目標とし、過度に依存し合うことなく事業を展開することが大切です。初期には行政が団体に対して支援をすることも必要ですが、将来的に自立を目標にしていく必要があります。</p>
<p>④ 相互理解の原則</p> 	<p>協働は、行政と町民、公益活動団体、事業者といった異なる立場が連携します。そのため、お互いの立場や特性の違いを理解し合った上で、それぞれが適した役割を果たしていくことが大切です。</p>
<p>⑤ 公開、透明性の原則</p> 	<p>協働事業の実施に当たっては、目的、過程、成果、経費等について透明性を確保し、情報公開、情報共有が大切です。また、広く町民、団体等に参加してもらえるように、公正で開かれた運営を行う必要があります。</p>
<p>⑥ 評価・見直し・期間限定の原則</p> 	<p>協働事業の途中や終了時に、過程や成果について評価・検証(PDCAサイクル)を行い、事業や参加者同士の関係性を高めていく必要があります。一方で、当初の成果が出たら、事業は速やかに終える必要があります。</p>
<p>⑦ 相互変革の原則</p> 	<p>協働は、複数かつ異なる性質の主体が参加します。事業を実施する中で、相手に合わせたり、良い考え方・進め方があれば学びあったり、ともに柔軟に対応していく必要があります。こうした経験を通じて、それぞれの組織や仕事のやり方を改善するきっかけとなることがありますので、変革を拒否しないことが大切です。</p>

注：各自自治体の協働に関するガイドラインなどから集約しています。

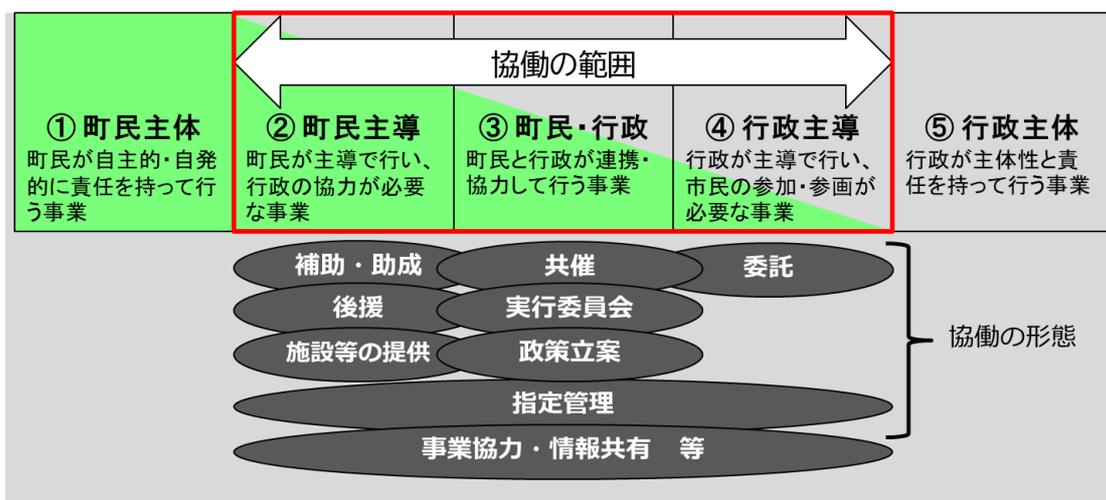
3 協働の領域

下図の①は、町民のみが行う事業で、たとえば、地区の行事などです。⑤は、行政が専ら行う事業で、許認可、行政処分、課税などがあります。

②～④は、その中間で、まさに協働の範囲といえます。事業によって、町民、行政の関わりの度合いは異なります。例をあげると、②は、団体が行う事業に対して行政が補助金を出すことなど。③は、クリーンキャンペーンなど、町民も行政も一緒に参加して行うことなど。④は、条例制定、計画策定などの審議会へ参画することなどです。

ただし、①の領域も町民や事業者相互の協働が広く見られます。⑤の領域は行政の専門領域と考えられますが、たとえば「人事・人材」に関する内容で「どのような公務員が住民にとって望ましいのか」について、町民の意向を聞くことは協働と言えます。その意味では、全ての領域が協働の領域と考える事ができます。

図 協働の領域



4 協働の手法

協働の手法には、下表のようにさまざまありますが、協働事業によって適した手法は異なります。そのため、最適な手法を選ぶことが大切です。

表 協働の手法

協働の手法 (○内の数字は、上図の「協働の範囲」)	内容
② 後援、③ 共催	共催は、町民と行政とが協力しながら一緒に事業を行うもの。たとえば「広陵元気塾」。後援は、名義貸しやイベント周知などの間接的な支援。各イベントの町や教育委員会における後援名義が多い。

③ 政策立案	町民の多様なアイデア、意見、発想を、政策、事業に反映するもの。たとえば「自治基本条例推進会議」。
③ 実行委員会	さまざまな主体が共同主催者としてともに責任を負って事業を行うもの。企画段階からの協働を進めることができる。たとえば「かぐや姫まつり実行委員会」。
② 補助・助成	公共的事業を行う民間団体に資金や人的な支援を行うもの。たとえば「広陵町協働のまちづくり提案事業補助金」。
② 施設等の提供	地域活動団体、町民公益活動団体等に公共施設の一部(余裕教室等)を提供する。たとえば「カフェスペースの利活用」。
②～④ 委託・指定管理者制度	行政が行うべき事業を民間の専門性、効率性を活かせるように委託する。たとえば、はしお元気村、グリーンパレスや広陵パークゴルフコースの民間業者への指定管理。
②～④ アドプト制度	アドプト (Adopt) は、英語で「養子縁組をする」という意味。町民が公共施設、インフラ(河川や道路等)の里親となり、管理を担い、行政は物品(アスファルトやコンクリート、清掃物品や草刈り機)の支給などを行う。奈良県内では、奈良市、桜井市など多数の事例がある。

コラム2：地域防災訓練

災害時には、地域の方どうしの「共助」が不可欠です。日頃から元気な方が負傷者や要支援者を助ける訓練を行うことで、いざというときに助け合える地域になります。



コラム3：住民ワークショップ

課題を解決する時は、関係者がしっかりと熟議する必要があります。町では、重要な条例や計画を作るとき町民からの意見を生かして政策、施策に反映しています。



コラム4：公共施設の指定管理

はしお元気村、グリーンパレスやパークゴルフコースは、指定管理を実施しています。町が直接運営するのではなく、施設の特徴を生かし、施設運営のノウハウと経験を合わせて民間に委託しています。

今後は地域やNPO団体が運営する施設が誕生するかもしれません。



5 協働のステップ

協働は、次の段階を踏んで進めます。

① 何を協働で取り組んだら効果的か、という事業の目的・目標を関係者間で共有します。

② 協働事業の内容（役割分担）を両者で決めます。その時、それぞれの持っている能力、資源を最大限に活かせるように、また、相乗効果により成果が広がっていくように連携する部分のすり合わせを行います。

③ 協働事業を役割に応じて実行します。事業の節目節目で、活動内容や成果について情報共有します。また理解を広げ、深めるために、活動内容を公開し、透明性を保つことも必要です。

④ 協働事業の評価（振り返り）を行い、経験を次のステップにつなげます。



6 参画と協働をスムーズに進めるために

- できるところからやってみましょう。
- 目標と情報（方針、手段、役割分担、予算など）を関係者全員で共有しましょう。
- 課題の発見段階から協働しましょう。
- たくさんの人や団体が事業に参加し、みんなの参加意欲を引き出す工夫をしましょう。
- これまでの協働事業（先行事例）から学び、良い部分は吸収しましょう。
- 町民も、行政職員も学びあって、自ら成長しましょう。
- 頑張る人を応援する雰囲気をつくりましょう。
- 地域自治・住民自治の確立を意識しましょう。

コラム5：あいさつ・見守り

写真は、約20年ボランティアで続けられている下校時の見守り活動。初めはあいさつをしても、子どもたちは恥ずかしがったりして返事しませんが、毎日顔を合わせるようになると、子どもから「ただいま！」とあいさつすることも。



犯罪や交通事故をなくすためにも、「まずはあいさつ」からですね。

※4～6に掲載している事例は、あくまで一例です。実施する事業によって進め方は異なりますので、みなさんが進めやすいと考えるやり方で進めてください。

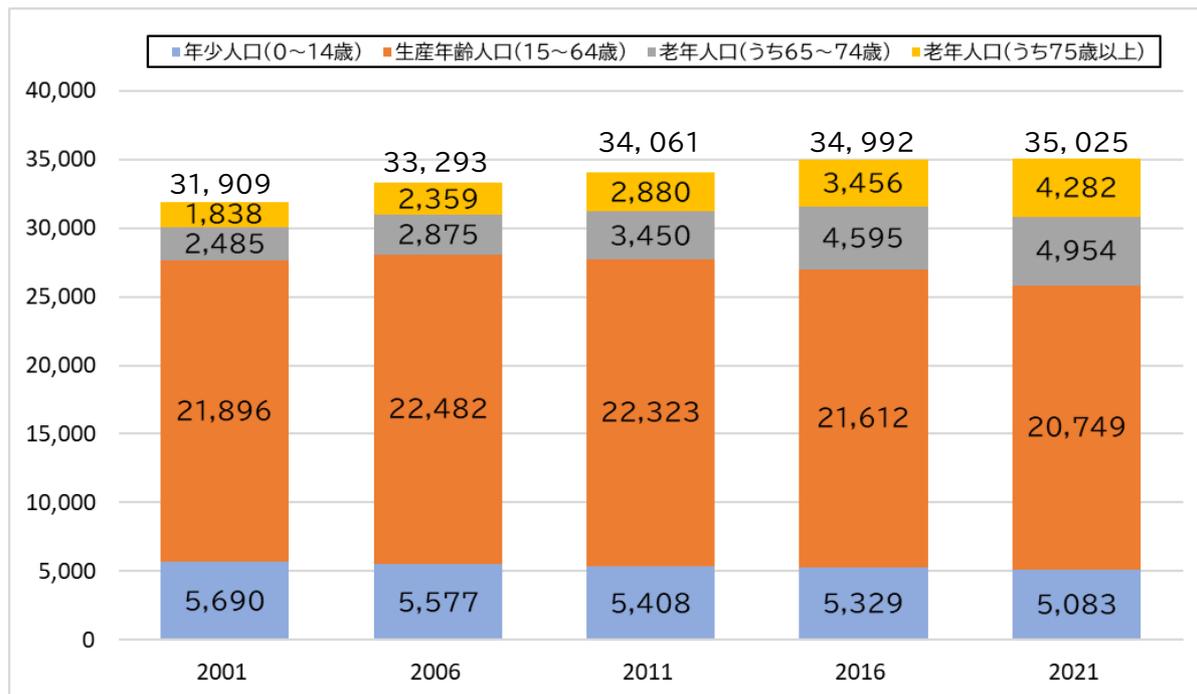
第3章 協働のまちづくりの現状と課題

1 広陵町の現在と今後

(広陵町の人口構成)

昭和30(1955)年に広陵町が誕生して以降、ほぼ一貫して人口が増加してきました。現在も在来地域を中心に住宅開発が進んでいます(下図参照)。

図 広陵町の人口(平成13(2001)年から令和3(2021)年の推移)



出典：第5次広陵町総合計画・第2次広陵町人口ビジョン(2022年3月)から

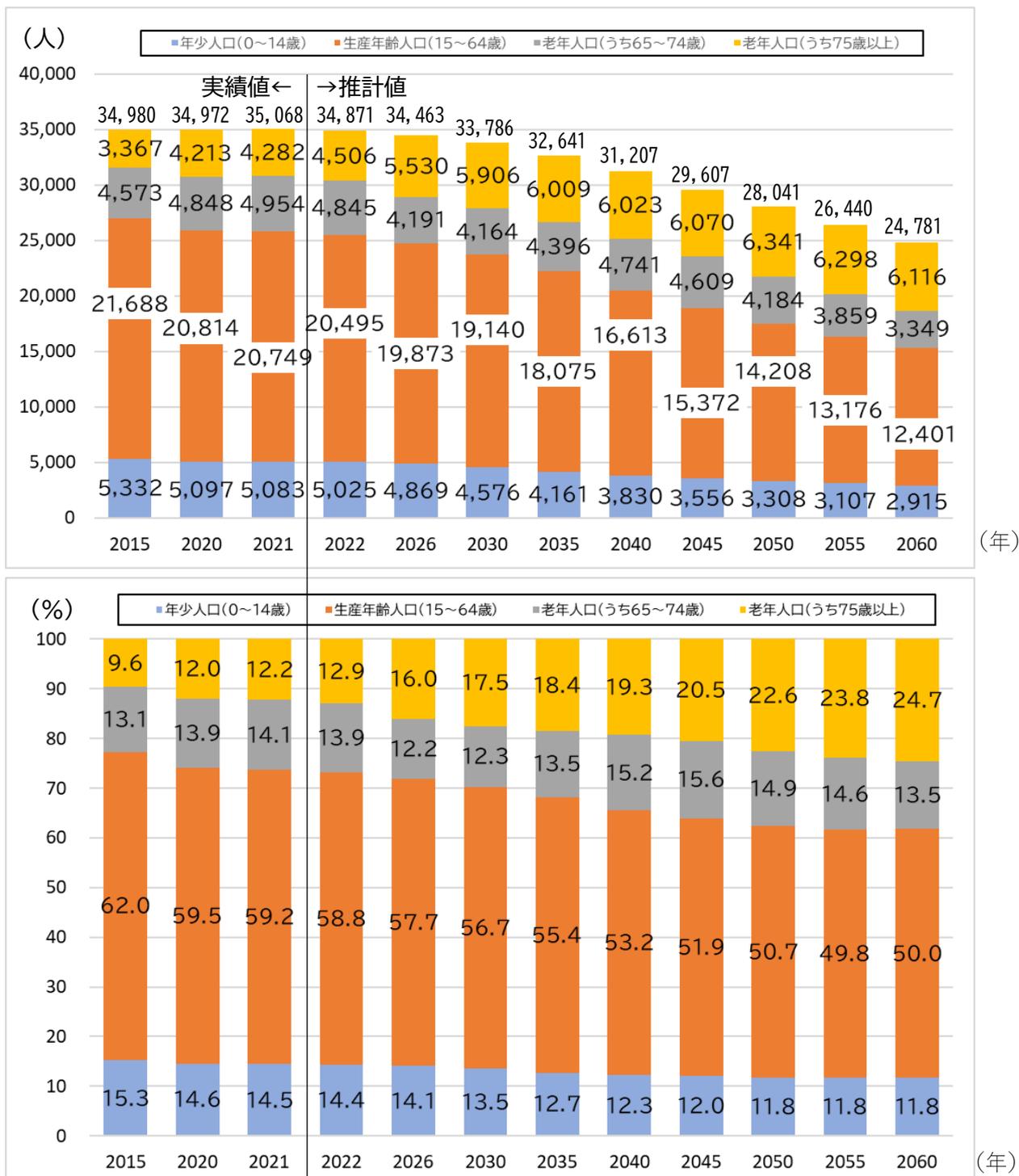
しかし、全国同様、将来的に人口は減少することが想定されます。加えて、人口構成比率は大きく変化しており、特に生産年齢人口(15~64歳)比率が激減し、老年人口(65歳以上)割合が高くなっていきます(次ページ参照)。

(広陵町を取り巻く社会環境の変化)

つまり、勤労世代が大きく減少することによる税収の減少、社会保障に係る経費(扶助費)が増大することによって、自治体財政はより一層厳しくなります。これまで続けられてきた行政サービスができなくなるおそれがあります。

また、デジタル化技術の進展、激甚化・頻発化している気象災害、気候変動、気候危機、新型コロナウイルス感染症対策等、新たな行政課題に対応する必要があります。

図 広陵町の将来人口及び将来人口構成比率(令和4(2022)年以降の推計値)



出典：第5次広陵町総合計画・第2次広陵町人口ビジョン(2022年3月)から

(持続可能なまちづくり)

しかし、広陵町が人口減少や少子高齢化になっても持続可能で住み続けられるまちにする必要があります。このため、令和4(2022)年に策定した第5次広陵町総

合計画には、まちの将来像として「be Happy～未来につながるまち広陵～」が掲げられています。

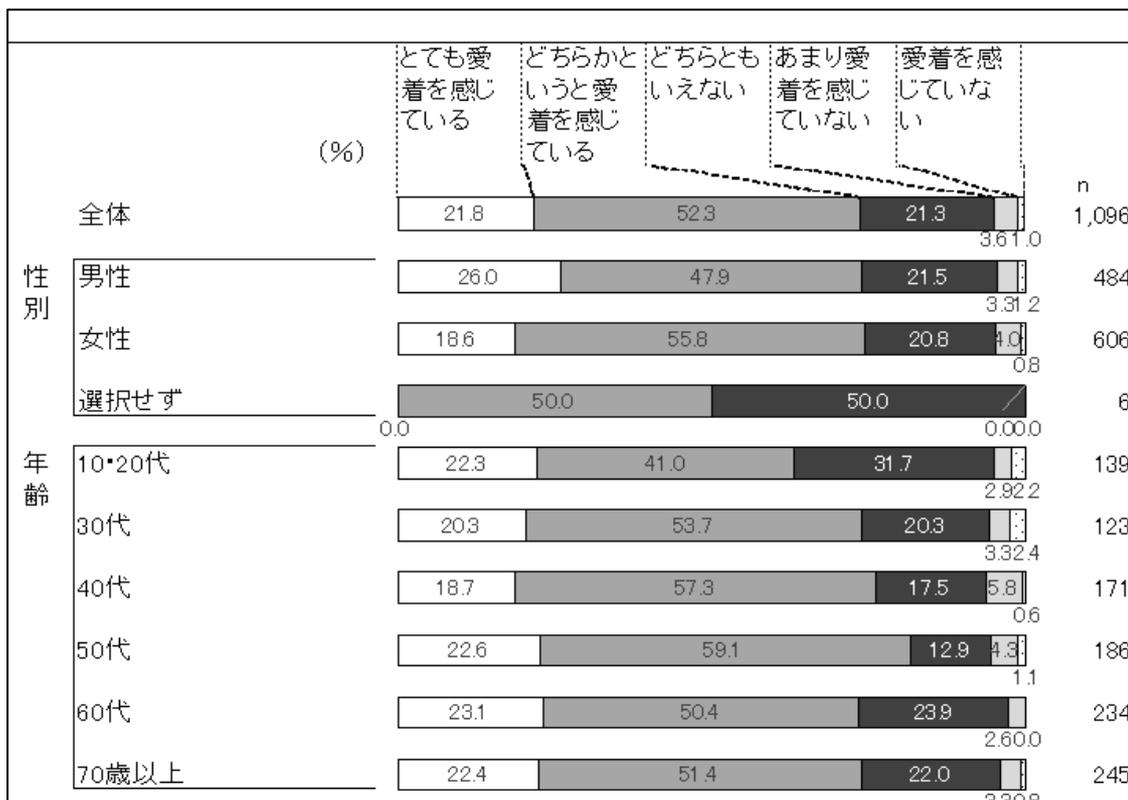
あらゆる世代の人たちが、自分たちの得意分野を持ち寄り参加、参画、協働することで持続可能なまちづくりが実現できます。



(この町を愛する心を)

町民がまちづくりに関心を持ち続けるには、この町が好きでいつまでも住み続けたいと思う気持ちが大切です。まちへの愛着度として「とても愛着を感じている」「どちらかという愛着を感じている」の合計は74.1%であり、多くの人が町に愛着心を持っていることがわかります。今後も町を愛する心を持つ町民を維持、増やすことで、まちづくりを活発にしていく必要があります(下図参照)。

図 まちへの愛着度(性別、年齢別)



出典：第5次広陵町総合計画(2022年3月)から

2 協働のまちづくりの現状と課題

(基礎的コミュニティ、まちづくり協議会、町民公益活動等の現状と課題)

○基礎的コミュニティ(区・自治会)

【現状】

基礎的コミュニティ(区・自治会)は、自治基本条例第15条に規定された組織で、地域住民同士の助け合いや親睦を深め、生活環境の向上・発展を図り、町などと連携・協働してより良い地域社会づくりを進めることを目的に、主体的に結成された住民組織です。

広陵町には、令和4(2022)年現在、41の区・自治会があり、各地域が創意工夫を凝らした活動に取り組んでいます。

- ・各区・自治会が行っていること(一例)

防災活動、地域防災訓練

地域行事(夏・秋祭り、地域清掃)

行政からの情報伝達(広報紙の配布、回覧板での周知)

各地域公民館・集会所の管理

児童見守り など

区・自治会加入率	令和3年9月	令和4年9月
町全体	87.48%	89.43%

【課題】

広陵町における区・自治会の加入率は約90%(令和4(2022)年9月現在)であり、近隣市町に比べても比較的高い数値となっています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響や少子高齢化、共働き等による生活様式の多様化によりコミュニティの希薄化や区・自治会への未加入者の増加が課題となっています。また、多くの地域で将来の地域の担い手について、不安を感じています。

○まちづくり協議会

真美一まちづくり協議会

令和4年4月10日設立

【現状】

まちづくり協議会は、自治基本条例第16条、第17条に規定された組織で、おおむね小学校区程度の大きさを想定した地域組織です。令和4(2022)年現在、広陵町内では真美ヶ丘第一小学校区で組織されています。単独の団体で解決できない地域課題を連携・協働して解決を目指しています。

【課題】

まちづくり協議会は、各種団体が対等な立場で話し合わなければなりません。多くの方が集う場であることから、事前の調整や情報共有、情報整理が重要です。

コラム6：小学校校庭の除草作業

まちづくり協議会では、学校や子どもを中心にボランティアの皆さんが頑張っています。

写真は、真美ヶ丘第一小学校での除草作業。休み時間になると、子どもたちが元気にあいさつし、活動する皆さんに感謝しています。



○各種団体・町民公益活動

【現 状】

各種団体は、特定の課題や目的を持った人々が自発的、主体的に集まった団体です。町から組織を依頼されたもの、任意で立ち上げた団体、両方があります。

・団体（一例）

【コミュニティ型】……地域全体を運営、経営する組織

区長・自治会長会
まちづくり連絡会

【アソシエーション型】……特定の地域課題の解決に取り組む組織

商工会
民生委員・児童委員協議会
老人クラブ連合会
子ども会連合会
婦人会
社会福祉協議会
青少年健全育成協議会
消防団
防災士ネットワーク
PTA連絡協議会
公民館活動クラブ
スポーツ協会 など

コラム7：おしゃべりサロン南郷

地域の茶話会などのサロン活動を実施するボランティア団体。写真は、新型コロナウイルスの影響によりサロン活動が中止となったため、花を持って高齢者宅を訪問し、お話を聞いています。



※NPO法人やボランティア団体もこれらに当たります。

【課 題】

さまざまな団体では、区・自治会同様高齢化が課題となり、後継者や将来の担い手が懸念されています。今後は、時代の潮流に合わせた公益活動のあり方について検討する必要があります。

第4章 協働に関する施策の展開

1 基本的な考え方

広陵町では、下記のとおり自治基本条例に定める目的、基本理念や基本原則に基づき、計画期間中に基本方針と施策の方向性を定め、取り組みを進めていきます。

○目的（条例第1条関係）

この条例は、広陵町における自治の基本理念とまちづくりの基本原則を明らかにし、町民及び町のそれぞれの権利や役割、責務、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、個性豊かで活力ある自立した持続可能な社会の実現及び町民の福祉の向上と充実を図ることを目的とする。

○基本理念（条例第3条関係）

- (1) 町民一人一人の基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、安全かつ安心して暮らすことができるまちをつくること。
- (2) 町民、町議会、町長等が、また国及び県と町が、対等な立場でそれぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町政を行うまちをつくること。
- (3) 町民及び町は、まちの歴史や自然を大切にし、環境との共生を図るため、次世代に引き継ぐことのできるまちをつくること。
- (4) 町民が情報を共有し、町内外の交流を図りながら、人と人とのつながりを大切にし、自発的に助け合い、支え合うまちをつくること。

○基本原則（条例第4条関係）

- (1) 参画と協働の原則 町民は自治の主体として、町政に参画するとともに、公共的課題の解決に当たっては熟議の上、町民及び町が協働して取り組むこと。
- (2) 補完性の原則 まちづくりの決定はより身近なところから協議や実践を行い、それぞれの適切な役割分担により、補完すること。
- (3) 情報共有の原則 町が持つ町政情報及び町民が持つ公益情報が公開され、町民同士又は町と町民は、まちづくりに必要な情報の共有を行うとともに、町は、町民への説明責任、応答責任を果たすこと。
- (4) 健全な行政経営の原則 町は、計画と検証及び評価に基づいた町民に寄り添った合理的で健全な行政経営を行うとともに、地域の特性と自主性を尊重した住民自治を推進すること。
- (5) 環境保全の原則 先人が築き、継承してきた歴史、文化及び自然等の環境を次世代に残せるまちづくりを推進すること。
- (6) 多様性尊重の原則 町民の多様な属性や文化を尊重したまちづくりを進めること。

○基本方針

計画期間の令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までに取り組むべき方向性として3つの基本方針を定めます。

主要テーマ

基本方針 1 条例の周知及び情報の提供

- 1 町民や各団体へ条例の周知
- 2 行政情報やまちづくりに関する情報の発信

周知
啓発
情報公開
情報共有

基本方針 2 参画及び協働の推進

- 1 町民が参画しやすい環境づくり
- 2 あらゆる町民や団体が連携及び協働できる体制づくり

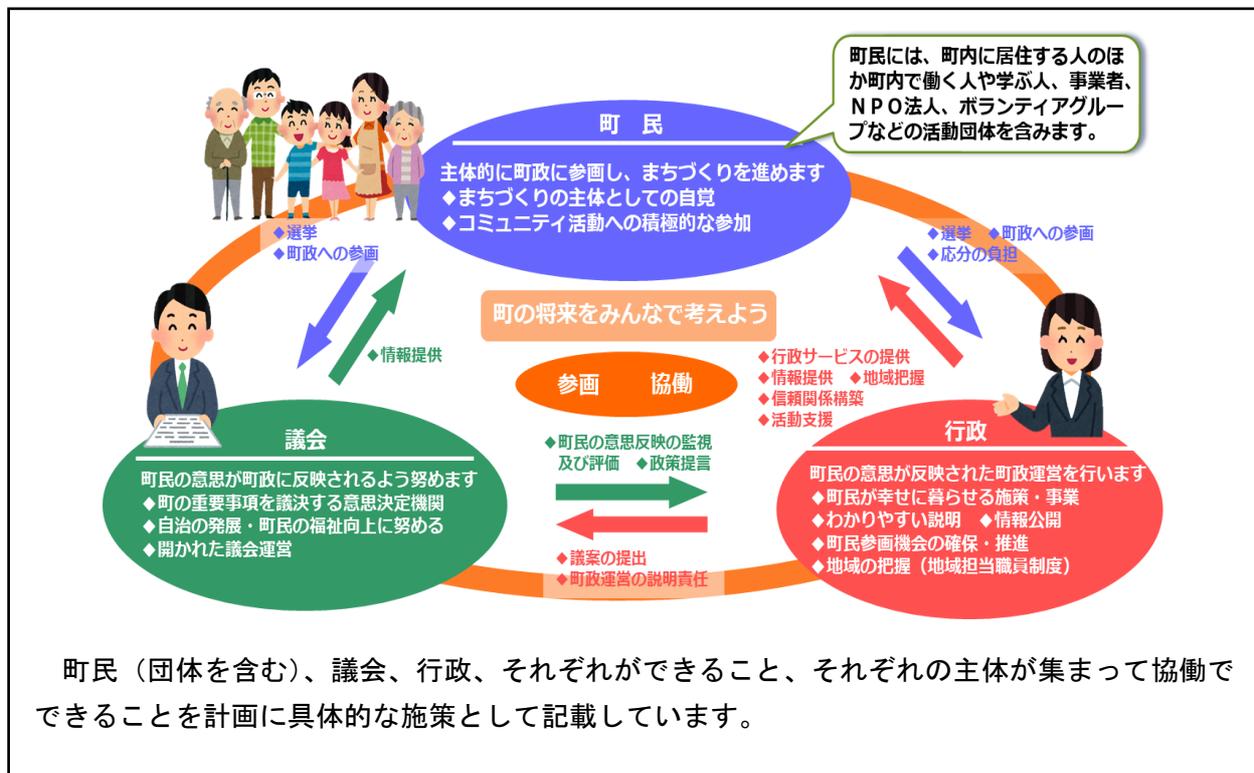
参画
協働
住民自治

基本方針 3 まちづくり活動の支援

- 1 基礎的コミュニティ、まちづくり協議会や公益活動団体への支援
- 2 庁内及び各団体等との協働事業の推進

活動支援
庁内連携

図 まちづくりにおける主体の関係性



2 施策の方向性と取り組み

基本方針 1

条例の周知及び情報の提供

1-1 町民や各団体へ条例の周知

自治基本条例については、制定当初から「難しい」「普段の生活に関連がない」という声を聞いており、周知がなかなか進んでいない実情があります。今後は、気軽にまちづくりのことを考えられる機会を持ち、条例を周知・啓発し、認知度を上げる必要があります。

【施策の方向性】

① 条例の周知及び認知度を上げる取り組み

(町民ができること)

- 自治基本条例やまちづくりについて関心を持ち、積極的に情報を受け取るとともに周囲に発信します(条例第9条関係)。

(行政ができること)

- 広報紙、町ホームページ、町公式SNS等で自治基本条例に関する記事を掲載します。この際、「自治基本条例は誰にでも関係するもの」となるよう理解、認知しやすい記事内容にします(条例第9条・第31条関係)。

(協働のできること)

- 町民及び行政が各団体や小中学校へ出向き、出前講座を実施し、団体や学校、子どもたちとともに課題の解決方法を考えられる場を提供します(条例第7条関係)。
- 公民館活動やスポーツ団体などの文化芸術スポーツ活動や生涯学習に係る団体をふくむ町民公益活動団体が、基本理念及び基本原則を確認するとともに、文化のまちづくりを主体的に推進します(条例第18条・第19条・第20条関係)。

【指 標】

指標名	現状値	令和9(2027)年度
自治基本条例の認知率	—(未集計)	40%
自治基本条例に基づくまちづくり活動を行っている団体	11団体 (令和4(2022)年度)	20団体
自治基本条例の周知に関する出前講座やワークショップ等の開催回数	5回 (令和4(2022)年度)	10回

1-2 行政情報やまちづくりに関する情報の発信

まずは、行政や地域がどんな事業や活動をしているか知ることから興味・関心は広がります。そのため、行政が所持している情報をさまざまな手段で発信・提供・共有していく必要があります。

一方で、町民が地域活動や地域課題の情報について、積極的に町民相互または行政に発信し、まちづくりに生かす必要があります。

【施策の方向性】

① 行政情報やまちづくりに関する情報の発信

(町民ができること)

- ・ 地域の身近な情報(お祭りなどの伝統行事など)を発信するとともに、メール等を活用して町民相互に情報を交換します(条例第9条関係)。
- ・ 行政情報に対し関心を持つとともに、情報を適切にまちづくりに活用します(条例第9条関係)。

(行政ができること)

- ・ さまざまなツールを活用し、参画・協働ができるよう広報紙、町ホームページをはじめSNS等を用いて積極的に行政情報、地域情報や団体の活動状況を発信します(条例第9条関係)。

(協働でできること)

- ・ アンケート調査、パブリックコメント、ワークショップ等テーマに応じた参画の種類をわかりやすく提示し、町民が参画しやすい環境づくりを推進します(条例第11条・第12条・第31条関係)。
- ・ さまざまな主体が、正確な情報について適切な手段を用いて情報発信、情報共有できるようにします(条例第9条関係)。

【指 標】

指標名	現状値	令和9(2027)年度
パブリックコメント実施件数	5件 (令和3(2021)年度)	10件
パブリックコメント意見数	94件 (令和3(2021)年度)	150件

基本方針 2	参画及び協働の推進
---------------	------------------

2-1 町民が参画しやすい環境づくり

町民が参画するためには、さまざまな情報をまず手に入れられることから始まります。町や地域にはさまざまな活動する組織がありますが、あまり知られていない状況にあります。

一方で、情報を理解し、体制が組織化されていても参画するには敷居が高い場合があります。まずは、小さな団体やグループから参加、参画できるよう推進する必要があります。

【施策の方向性】

① 町民が参画するまでの環境づくり

(町民ができること)

- ・ まちづくりに関する活動や事業を行っている団体等を継続発展するとともに、新規の団体を立ち上げます(条例第18条関係)。

(行政ができること)

- ・ 参画できるよう活動団体の情報を広報紙、町ホームページ等さまざまなツールを活用して情報発信を行います(条例第9条関係)。
- ・ まちづくりに関する団体の立ち上げを支援します(条例第18条関係)。

(協働でできること)

- ・ 審議会や検討委員会など、町の施策を話し合う会議体に町民から公募するとともに、公募する際には性別や年齢などの均衡に配慮します(条例第12条関係)。

② 町民が参画しやすい環境づくり

(町民ができること)

- ・ 小さなコミュニティやサークル活動等、参加、参画しやすい団体やグループを立ち上げます(条例第18条関係)。

(行政ができること)

- ・ 町民が参画しやすい小規模団体をはじめとして、活動団体やボランティアサークル等を紹介します(条例第12条関係)。

【指 標】

指標名	現状値	令和9(2027)年度
委員全体に対する公募委員割合	27.7% (令和3(2021)年度)	25%以上

2-2 あらゆる町民や団体が連携及び協働できる体制づくり

多くの人が広陵町の施策やまちづくりについて関心を持ってもらうためには、それらに関心のある人や団体だけでなく、今は関心が低い町民にもまちづくりや協働の意識を育む必要があります。一方で、行政内部においても協働を進めていく体制づくり等を進めていく必要があります。

また、多くの人が集う拠点や場づくりの環境を整備する必要があります。

【施策の方向性】

① 協働推進に係る連絡会議の設置

(行政ができること)

- ・ 町民がまちづくりの担い手になるための学習機会を提供するとともに、その活動に対して支援を行います(条例第20条関係)。

(協働でできること)

- ・ 町内各種団体が特定の課題解決に向け、横断的に話し合う連絡会議の設置を検討します(条例第18条関係)。

② 多くの人が集う拠点や場づくり

(行政ができること)

- ・ 子育て世代どうしや高齢者どうし、また世代間交流ができる拠点や場を創出するとともに、その活動に対しての支援を行います(条例第20条関係)。

(協働でできること)

- ・ 多くの人が集まり、さまざまな課題解決に向けて話し合うとともに、体験型の防災訓練、農産物マルシェやフリーマーケットなどさまざまな世代が参加したくなるよう、楽しみながら取り組めるイベントや祭りなどを共につくります。

【指 標】

指標名	現状値	令和9年度
地域の清掃活動に参加した人数	—(コロナ禍のため未把握)	3,500人
地域の防災活動(地域防災訓練)の安否確認に参加した世帯数	6,138世帯 (令和4(2022)年度)	10,000世帯
地域公民館・集会所における地域以外の人(団体)の活動数	—(未集計)	10団体

基本方針3

まちづくり活動の支援

3-1 基礎的コミュニティ、まちづくり協議会や公益活動団体への支援

基礎的コミュニティ（区・自治会）やまちづくり協議会は、地域総合型のコミュニティ組織であり、町からの情報や支援を受容する組織です。一方で任意組織であることから、地域の担い手や加入率、認知率の低下が課題となっています。

また、特定の課題を解決するNPO、ボランティア団体等の公益活動団体は、町内で活動的な組織や活動が少ないことが課題となっており、各々の組織が活性化するよう支援を行う必要があります。

一方で町民やそれぞれの団体において、これまでの慣例や伝統にとらわれず、新たな考え方や視点を持って団体等を運営する必要があります。

※なお、ここでいう「支援」とは、職員やアドバイザー派遣などの人的支援、事業の経費や活動拠点の提供などの金銭的支援、まちづくりの好事例を他者に広報したり、先進事例に関する情報を提供したりする情報的支援が含まれます。

【施策の方向性】

① 基礎的コミュニティへの支援

（町民ができること）

- ・ 地域にとって住み続けたいまち、安全安心なまちづくりについて、子どもや地域の事業者を含む全ての人と話し合える場をつくります（条例第7条・第8条・第12条関係）。
- ・ 町民は、既存の基礎的コミュニティに加入するよう努めるとともに、各基礎的コミュニティは、コミュニティを維持することに努めます。
- ・ 地域が楽しく主体的に実施するイベントや事業について、参加・参画に努めま（条例第18条関係）。

（行政ができること）

- ・ 現在の基礎的コミュニティを支援しつつ、地域が主体的な運営、活動ができるよう必要な支援を行います（条例第15条関係）。
- ・ 地域の現状を人口構成割合や危険箇所など客観的なデータを示します（条例第15条関係）。
- ・ 地域が楽しく主体的なイベントや事業が行えるよう必要な支援を行います（条例第18条関係）。

（協働でできること）

- ・ 地域の課題を聞き取りながら、将来の担い手の育成や情報伝達のデジタル化などを推進します。また、携帯電話やスマートフォンの扱いが苦手な高齢者に対して、地域の拠点で使い方講座等を開催します（条例第15条関係）。
- ・ 地域担当職員が地域へ出向き、地域の実情や課題を把握した上で、地域課題の

解決について伴走型支援を行いながら、共に課題を解決できるよう話し合います(条例第 24 条関係)。

② まちづくり協議会への支援

(町民ができること)

- ・ まちづくり協議会により、基礎的コミュニティでは解決できない広域的な課題解決を図ります(条例第 16 条・第 17 条関係)。

(行政ができること)

- ・ まちづくり協議会を立ち上げようとしている地域に対して、適切な支援を行います(条例第 16 条・第 17 条関係)。
- ・ 広域的な課題解決に取り組むまちづくり協議会に対して、必要に応じて支援を行います(条例第 16 条・第 17 条関係)。

(協働でできること)

- ・ 関係団体が参画・協働できる新しい事業構築を検討します。

③ 公益活動団体への支援

(町民ができること)

- ・ 地域にとって何が課題か、子どもを含む全ての人が話し合う場をつくります(再掲：条例第 7 条・第 12 条関係)。

(行政ができること)

- ・ 地域の課題解決に取り組む町内関係団体、NPOやボランティア団体の活動と町及び団体どうしをマッチングするなど、適切に支援します。(条例第 18 条関係)。

(協働でできること)

- ・ NPO法人等の町民公益活動団体を設立したい町民に対して適切な支援ができる組織を紹介します。(条例第 18 条関係)。

【指 標】

指標名	現状値	令和 9 年度
区・自治会でEメールやSNSを活用するようになった団体数	3 団体 (令和 4 (2022) 年度)	2 0 団体
スマートフォン使い方講座実施回数	1 回 (令和 4 (2022) 年度)	2 0 回
NPO法人団体数	1 5 団体 (令和 4 (2022) 年 4 月)	2 0 団体

3-2 庁内及び各団体等との協働事業の推進

協働する主体は、町と各団体だけでなく、個人と団体、各団体どうし、また町の行政内部などさまざまな連携が考えられます。これらが協働して事業を推進していくためには、企画立案の段階から多くの主体が関わり、議論を交わし、多くの意見を取り入れることが必要です。

【施策の方向性】

① 町・各団体の協働事業の推進

(町民ができること)

- 町民は、個人・団体・行政にかかわらず、多くの施策や事業で協働できるよう推進し、参画します(条例第12条関係)。

(行政ができること)

- 町や地域の課題解決について、多くの人が集まり議論できる場を提供します(条例第12条関係)。

(協働でできること)

- 町は、PDCAサイクルを踏まえた施策実施状況報告書を毎年公表するとともに、推進会議において評価・検証し、町の事業を改善しつつ、さまざまな主体が連携・協働できるように推進します(条例第40条関係)。

② 庁内連携体制の整備

(行政ができること)

- 参画・協働の手法は庁内全部局が関係することから、(仮称)「協働のまちづくり推進庁内委員会」を設置し、町全体で協働のまちづくりを推進する庁内連携体制の整備を図ります(条例第26条関係)。
- 町は、地域担当職員制度を活用し、地域への情報発信や地域の課題解決の伴走型支援を行うとともに、庁内の横断的な連絡、情報共有体制の整備を図ります(条例第24条関係)。
- 町職員は、町民の一員として地域のまちづくりについて積極的に参画します(条例第24条関係)。

【指 標】

指標名	現状値	令和9年度
協働のまちづくり及びまちづくり活動チャレンジ提案事業補助金申請件数	5団体 (令和3(2021)年度)	5団体
「施策実施状況報告書」に記載する協働事業件数	67件 (令和4(2022)年度)	100件